

# 水道料金改定（案）基本方針

## 1 水道料金の水準について

### （１）料金算定期間

平成31年度～平成34年度までの4年間とする。

水道料金算定要領では算定期間はおおむね3年から5年とされている。水道料金は使用者の日常生活に密着しているため、できるだけ長期にわたり安定的に維持されることが望ましい。しかし、長期の算定期間は、経済動向や需要の推移など不確定要素を多く含むこととなるので、余りにも長い算定期間の設定は適当とはいえないことから、料金改定後の検証と準備期間を考慮し、前回料金改定と同様の4年間とする。

### （２）算定方法

水道料金の具体的な算定方法を定めた「水道料金算定要領」に基づき、水道料金の算定を行う。

新発田市の水道普及率が99%に達し、今後は、既存水道施設の維持・更新が主となることから、水道施設の計画的な改修・更新等に必要となる費用（資産維持費）を計上し、適正な原価に基づき算定することができる「総括原価方式」を採用する。

### （３）財政目標

水道料金改定における財政目標について、大規模災害等に対応できる資金残高の確保と将来の建設改良事業に向けた企業債残高の削減を目標に設定する。

項目（優位性）	目標（H34末）	備考
① 営業収益対経常利益率（↑）	9%以上	目安：全国平均以上
② 事業収益対企業債残高比率（↓）	360%程度以下	目安：300%以下
③ 基幹管路耐震適合率（↑）	39.8%以上	目安：全国平均38.7%以上
④ 資金残高（↑）	9.5億円以上	現在：5億円
内訳・事業運転資金分	5億円	
・災害対応自己資金分	3億円	
・江口浄水場更新積立金	1.5億円	

### （４）料金改定率

上記（３）財政目標を達成するためには、現行料金から平均料金改定率10.40%の改定が必要となる。

## 2 水道料金体系の見直しについて

### (1) 料金体系の基本事項

#### ① 料金体系

現行のとおりとする。

- ・口径別二部料金制（基本料金＋水量料金）
- ・用途別（公衆浴場・臨時）

#### ② 基本水量対象口径及び基本水量

区 分	現 行	改定後
口 径	13mm・20mm・25mm	13mm・20mm
基本水量	5 m <sup>3</sup> /月	3 m <sup>3</sup> /月

・基本水量の導入経緯は、少水量使用者に配慮するためであることから、口径25mmの水使用実態や他口径使用者との負担の公平性を鑑み、基本水量付与の対象外とする。また、基本水量についても最低限のコストを回収する。

・「水道料金算定要領」では、基本水量を付さないことを基本としているが、現行料金体系からの激変緩和策を講じ、段階的に廃止する方針とする。

#### ③ 水量料金（水量区画）

区 分	現 行	改定後
小口径	13mm・20mm・25mm	13mm・20mm・25mm
水量区画	5区画	3区画
大口径	40mm・50mm・75mm・100mm	40mm・50mm・75mm・100mm
水量区画	2区画	2区画（変更なし）

・水道料金算定要領では、均一料金を基本としているため、段階的に水量区画を減じ、将来的に均一化する方針とする。

#### ④ 水量料金の適正化（逡増度の緩和）

独立採算を経営原則とする水道事業において、料金負担の公平性を高めるために、一般家庭等へ配慮した現行の料金体系を踏襲しつつも、水量料金の適正化を図り、現行20倍の逡増度を緩和させる。

#### ⑤ 逡減制の導入

近年における地下水処理技術の進歩と逡増料金制によって、大口使用者の地下水利用への転換が全国的に増加傾向にある。地下水転換後の水道財政に与える影響は大きく、最終的には水道料金の値上げにつながるおそれがある。

一般家庭等に配慮した現行の「逡増制」を維持しつつ、更なる値上げは大口使用者の地下水転換を助長する要因となることから、一定の水量を超える水使用に対しては水量単価を下げる「逡減制」を導入し、大口使用者の水道利用を促進させることで地下水転換の抑止を図る。

(2) 新旧料金表

① 口径別料金 (1か月・税抜)

区分	口径	(旧) 現行料金			(新) 改定後料金			
基本料金	13mm	1,075円			890円			
	20mm	1,680円			1,660円			
	25mm	2,220円			2,170円			
	40mm	4,650円			7,740円			
	50mm	8,650円			12,820円			
	75mm	17,800円			29,620円			
	100mm	28,700円			52,950円			
水量料金	水量区画 \ 口径	13・20mm	25mm	40mm以上	水量区画 \ 口径	13・20mm	25mm	40mm以上
	0～5m <sup>3</sup>	基本料金に含む			0～3m <sup>3</sup>	基本料金に含む	88円/m <sup>3</sup>	200円/m <sup>3</sup>
	6～10m <sup>3</sup>	10円/m <sup>3</sup>			4～10m <sup>3</sup>	88円/m <sup>3</sup>		
	11～20m <sup>3</sup>	148円/m <sup>3</sup>			11～20m <sup>3</sup>	152円/m <sup>3</sup>		
	21～30m <sup>3</sup>	173円/m <sup>3</sup>			21～30m <sup>3</sup>			
	31～100m <sup>3</sup>	182円/m <sup>3</sup>			31～100m <sup>3</sup>	200円/m <sup>3</sup>		
	101m <sup>3</sup> 以上	198円/m <sup>3</sup>			101～2,500m <sup>3</sup>			176円/m <sup>3</sup>
			182円/m <sup>3</sup>	198円/m <sup>3</sup>	2,501m <sup>3</sup> 以上			

② 用途別料金 (1か月・税抜)

区分	(旧) 現行料金	(新) 改定後料金
基本料金	①口径別料金表のとおり	①口径別料金表のとおり
水量料金	単価	単価
公衆浴場	52円/m <sup>3</sup>	57円/m <sup>3</sup>
臨時	218円/m <sup>3</sup>	240円/m <sup>3</sup>

3 その他

(1) 水道加入金・設計審査手数料

これまでの水道加入者への公平性を確保することから現行のままとする。

- ・加入金 単位：円・税抜

区分	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
金額	50,000	90,000	140,000	430,000	760,000	2,100,000	3,500,000

※新設の場合は、上記の額に100分の108を乗じて得た額とし、改造の場合は、増径に限り新口径と旧口径の差額に100分の108を乗じて得た額とする。

- ・設計審査手数料 単位：円・非課税

区分	口径25mm以下	口径40・50mm	口径75mm以上
金額	6,000	12,000	20,000

(2) 料金改定の日程

水道事業審議会の答申を踏まえ、平成31年6月1日の改定予定とする。(前回改定と同様の月日)